

旅館要書

023153-000-7

94-65

旅館要書

春秋堂

M35

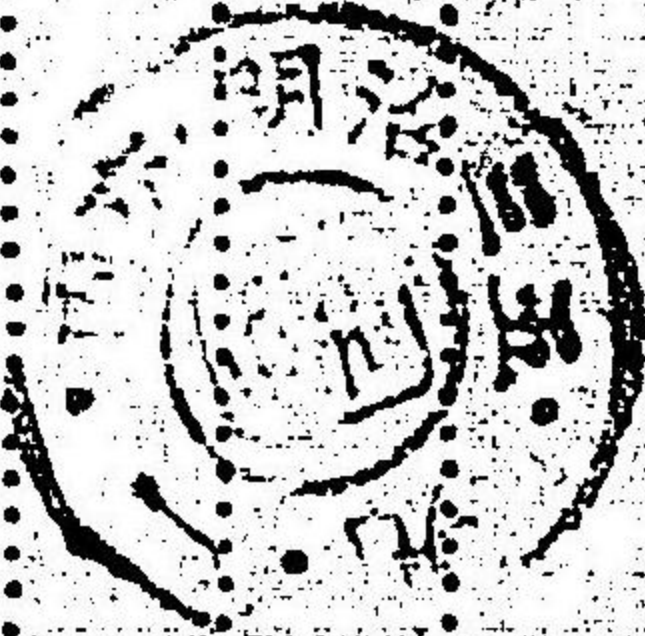
ADB-1199



94-65

目録

○ 總論	一
○ 建築	三
○ 客室并客室内の備	五
○ 浴室	九
○ 洗面所	一
○ 便所	三
○ 旅客の區別	五
○ 旅客の送迎	〇
○ 賄ひ方并に給仕	一



○履物の注意	二八
○郵便并に電信の件	二九
○旅客を訪問する人ありたる時	三五
○夜具	三六
○旅客來館の時	三九
○旅客出發の時	四一
○宿泊料其他の勘定	四六
○茶代并召使人への心附け	四八
○朝晝晩の諸事	五〇
○旅客携帶品の保管	五三

○男女の召使ひ法	五五
○召使人の教訓	六六
○旅館の投書函	六七
○他地方の同業者間の關係	六七
○旅客を目的とする行商人又は按摩取	七一
○料理業と旅館	七二
○旅館の衛生法	七五
○旅館の利益なる廣告法	七七
○雑件漫録	八〇
○第五内國勸業博覽會に際し宿屋に對する大阪市の警察方針	九〇

○第五回内國勸業博覽會に對する大阪旅宿協會の旅客接待方
 ○附録料理種目

目次終

旅館要書

總論

○旅館とは何ぞや此れを旅館屋と云ひ旅人宿と云ひ單に宿屋と云ひ近來一般旅館と云ふ通語を用ゆるに至れり其業とせるは旅客を宿泊せしめ食を供給して相當の報酬を得るを目的とせる業務なり
 人生生活の原基は衣食住の三なり而して此三者

の内衣は旅行に際し携帶するを得るも食住の二
は通常不可能の事たり旅客が此不可能的食住を
辨ずるは旅館なり旅館は客室と食を供し以て其
營業上の責務足れりとなす可らむ
人は其旅行地に於ては土地不案内の爲めに不慮
の損失を蒙むるにあり發病盜難等の罹災もあり
傳染病流行の際には衛生上豫防の必要あり或は
老幼を連れ病者を伴ふ旅客もあり不用の手荷物
を保管若しくは送達を托するもあり出立後の後
事を依頼するもあり其他旅行の不便と困難は往

々ある所にして旅館は此等旅客に對し親切に町
寧に且つ注意の周到ならざる可からず

建築

○旅館に應せん爲めに建築せんには第一客室廊
下昇降口便所湯場等適宜に配置し又表の出入口
と勝手口とは可成別々にし且つ玄關を設くるの
必要あり
客室は光線の關係、空氣の流通等充分注意し且
つ東西の向きよりは南北に向くるを可とて東西

四
に向くる時は朝夕に日光の直射するを以て不可なり
廊下は可成他室の前を通行せしめて湯場便所玄關等に往復さるゝ様客室の配置と相待つて設く可し
玄關に接近して假扣室を設くべし旅客を客室に案内するに方つて前以て賄ひ方の等級を極わめて案内する場合は一時該客を留むる所なり而して此室は和風よりも寧ろテーブル椅子を備ゆるを可とす

炊事場は客室に接近せしめざるを可とす二階の客室の下に設くる時は夏季に暑く又炊事上の割烹、膳拵へ、食器の洗ひ掃除の音響の爲めに喧しく旅客の朝夕の安眠を妨ぐるの恐れあり

客室并に客室内の準備

○客室は旅客の等級に依り上中下の三等に區別し高等旅館にありては二三の特別室と要す是れ貴顯縉紳の宿泊せらるゝ時に充つるが爲めなり有名なる神社佛閣あり又三景の如き多人數一隊

となりて來泊の客ある地の旅館は特に大廣間あるを要す
 特別室には必ず此れに専屬する應接所を設く可し
 客室には其等級に依り相當の軸物、額、床置等室内の裝飾を要し花瓶の如きは時々草花を活け永く滞在せらるゝ旅客の室は五日乃至一周間には必ず活け換ゆ可し
 帽子掛け衣桁の外安樂椅子の備へも可なり
 客室の一室若しくは數室毎に其客室の掛りの手

代又は女中の詰所の設ある時は電鈴の裝置の有無に係はらむ机上に呼鈴を置くべし (編者曰く手を拍つて呼ぶよりも呼鈴を置く方頗る体裁宜るし)

客室には必ず机と之れに附帶する硯算盤を備ゆべし又巻紙狀袋電報用紙等に至る迄備へ置くも可なり狀袋の如きは頗る利益なる方法あり (後章旅館の利益なる廣告法の所参照)

○客室には左の諸件を掲示すべし但し此掲示が室内の体裁を害すると思へば館内樞要の箇所

みに掲示するも妨げなし

一 宿料并に計算に關する件

一 汽車の發着時間并びに定期或は定時に汽船帆船の出入りする他は主要なる關係地に對する發着時間

一 汽車無く又汽船便少なくして多く陸行を要する地は其關係多き要地への馬車人力車の賃金表并に里程表

一 發着時間の一定したる電氣鐵道馬車鐵道又は乗合馬車のある地は其發着時間表

○ 旅客旅行中の慰みとして小説雜誌棋盤等の備へを要するも此等は是非各室に備へ置くに及ばず旅客の望みに應じて提供するも可なり

浴場

○ 浴場は高等旅館には必ず二ヶ所を要す何んとなれば普通人と貴顯紳士と同一に入浴するは大に差支ゆる事あり小旅館にありては經濟上の關係已むを得ざる事あるも大旅館にありては湯槽を大にして旅客の自由入浴に任すべし時に入浴

案内の先後に依りて旅客の感情を害する事あり
旅客中往々槽中の湯を濁らす人あり左の揭示を
要す

(ゆの中にて。せつけん。ぬかぶくる。をつか
い又はあかをぬぐと事御ことわり)

入浴者は多く朝夕なれば其際は浴場掛り一人を
置き入浴者の背を洗らひ其他入浴上の用辨をな
さしむ可し
浴場には清潔なる湯と水との外か次の洗面所の
章に述ふる諸具を備ゆへし

洗面所

○洗面所は冬季は湯槽と水槽の両方から備へ盥
の如き眞鍮物は時々之れを磨き且つ漱口用の水
は別に清雅なる水指に入れ漱口と添へ備へ置
く可し

洗面所は左の諸準備を要す

一うがい椀一個若しくは數個

(编者曰く)主に眞鍮製又は硝子のコップを
備へある所多きも寧ろ清雅なる陶磁器を宜
しと思ふ

一 相當の鏡并に櫛

但し櫛は時々掃除を怠る可からざる

一 齒磨用の鹽

但し上等の鹽を燒き更らに細末となし蓋物

に容れ備へ置くを可とす

(参考)

洗面所に齒磨粉と楊子を備へある所あり

然れ共之を洗面所に備へ置かんよりも寧

ろ自己の旅館名と挨拶書を印刷したる紙

袋に齒磨粉と入れ楊子を添へ盆に載せ朝

旅客の起床の際枕元に備へ置く方其体裁

如何あらん或は旅客一人毎に之れを備ゆ

るは經濟上の得失を考ふる旅館なきにあ

らざるも素より小間物店等にて仕入れる

時は多くの費用を要するも紙袋は印刷所

に印刷せしめ齒磨粉も藥品を買入れ自製

するか又は製造元に一貫目なり五百目位

ひ宛卸買ひをなし竹楊子又はむく楊子等

も卸買ひをなせば旅客一人に對し五厘乃

至七八厘の費用を以て足れりと思ふ

便所

○ 便所は家屋の大小客室の配置に従ひ適宜に之を設くるも高等旅館にありては特別室又は特別室上等室に専属する者を別に設くるの必要あり且つ臭氣の起り不潔なる所なるに依り此点に最も注意を要すも空氣を流通せしめて臭氣を含有したる空氣を排除する様換氣法に適ひ構造せる事常に掃除を怠らざる事
 硫腦油又はカンプラ油の如き防臭劑を散布し防臭に注意する事

其地又は近地或は交通頻繁の關係地に悪疫の流行する時は毎日石炭酸石灰等を用ひ衛生上の注意を要す
 手水鉢の水は怠りなく時々入れ換へ手拭の如き古くなり又垢の附着したる者若しくは水の濕潤したる者は早く取換へ旅客の不潔がらざる様注要すへし

旅客の區別

○ 旅客の來宿あるや案内せる客室及び賄ひ方の

等級を別つに方つて各旅館に於て異なるも大畧左の三種あり

- 一 假室に案内して宿料表を提出して客の望みに依り本室に案内するあり
- 一 直ちに本室に案内して宿料表を提出して客の望みに依り賄方の等級を區別するあり
- 三 宿料表を提出せしめて旅客の服装品位手荷物に依り推測的區別をなし客室に案内するあり

凡旅客中再三投宿せしとある旅客は其客の身上

地位等を知るも初來の客に至りては往々自己の推測鑑別と異なる事あり今第一の如くなす時は公平なると第二の如くなす時は上等室に案内して下等の賄ひを望む人なきにあらざ第三の如くなす時は相當の地位あり財産あるも風体の質朴なるより下等の取扱ひをなす事ありこれに反して風彩の美なる爲めに詐僞師或は拐帶者を厚遇する事あり又旅客に依り上等の賄ひに迷惑し爲めに經濟上の感情より轉宿する人あり服装質素なるも旅客の意中は特別の取扱ひも厭わさるに

旅館は該客に對して下等の取扱ひをなす事あり故に第一の方法に依り其等級を區別する事尤も可にして且つ公平なり

○旅館に依り客室を撰びて賄ひに奢らざる人あり賄ひに奢りて客室を撰らばざる人あり故に往々客室料と賄料と區別したる旅館あり假令は左の如し

客室料

宿泊料

晝食料

一等 五十錢

一等 八十錢

一等 四十錢

二等 三十五錢

二等 六十錢

二等 三十錢

三等 二十錢

三等 四十錢

三等 二十錢

此の法に依る時は客室を一等に賄ひを二等に望む旅客には一泊壹圓拾錢とし客室二等にして賄ひを一等に望む旅客は一泊壹圓拾五錢とし客室賄ひ共二等を望む旅客は一泊九拾五錢とし客室二等賄ひ三等を望む旅客は七拾五錢となすか如く願る公平なり
○温泉旅館にありては前項の取扱ひ法の外に夜具料を區別し等級を附し而て其賄方は甚しき等差なく普通簡便にして其以外は旅客の望みに依

二十
り指身一皿何程養肴一皿何程雞卵一個何程洋食
一皿何程として代金を受取る所あり

旅客の送迎

○瀛船又は波止場若しくは停車場に客を迎ふる
時は初來の客には自店の名札を渡し車の用意其
他手荷物の運搬等間違なき様之れを辨し瀛船の
如き他人數の手荷物ある時は客より指圖ある手
荷物に自店の名札を附し停車場にては合札を受
取り以て驛より手荷物を受取る等可成旅客を煩

わさぬ様注意をへし
瀛船に旅客を送る時は瀛船内相當する客室に案
内し手荷物の運搬船室内の座取り等注意周到た
る可し
停車場に客と送りたる時は切符の買求め手荷物
預け等乗車に關する諸用を辨じ始終旅客の傍ら
に侍し乗車あるに際し町鞆に送別の挨拶をなす
可し

賄ひ方并に給仕

○賄ひは旅館事項中最も重要な者なり

魚類其他腐敗に傾きたる物は決して用ゆ可から
 又腸胃と害する不消化物は副食物として成へ
 く用ゐざるを可とせ
 同一の品を同一の料理にて再三重ねて出さ成
 べく食毎に品を換へ料理を異にして出さへし
 品を換ゆるとは何ぞや假令は鯛、鰯、鰪、鮪、
 鮑、海鼠、鯡、鮭、鯉、鮎等の如き魚類、鶏、肉、牛
 肉、豚肉の如き椎茸、永豆腐、素麺等の如き乾物を出
 來得る限りは食毎に原料を換ゆるなり
 漬物の如き一日三度共澤庵漬を用ひんより寧ろ

朝澤庵なれば晝は奈良漬を用ひ晩は其季節の煎
 子胡瓜の一夜漬を用いる方可ならんか
 料理と異にするとは同一の原料にても之れを指
 身となし糞附けとし塩焼とし味噌漬となし又は
 テンプラとし西洋料理とし或は配合物の如き紫
 蘇、蓼、山椒、胡椒、蕨、等種々に用い食毎に調理割烹配
 合等を異にせるにあり
 假令は鶏卵にせよ毎朝生卵にて用いんより寧ろ
 一朝は生卵とし一朝は半糞となし一朝は巻焼し
 て供すが如し

賄ひの原料潤澤なる所も時に風雨の爲めに原料
 に乏しき事あり假令有るにもせよ非常の高價を
 仕拂らわさるを得ざる事あり斯る場合には鳥肉
 獸肉乾物罐詰等適宜に使用し旅館は經濟に叫ひ
 客は食に飽かさる様可成而食の法を擇ふは料理
 人の最も注意すべき所なり
 永日滞在せらるゝ旅客の如きは特に如何なる美
 味も數度用ゆる時は食に飽きを起す者なり寧ろ
 粗末なるものにてても原料に變化あり調理に趣味
 あり体裁あるが反つて賞味せらるゝ者なり

諺に西洋料理は鼻にて食ひ支那料理は口にて食
 ひ日本料理は目にて食ふと云ふ事あり而るに日
 本料理の目にて食する趣味を知らざる人往々あ
 り旅客平素の生治の程度と住所の都鄙に依り品
 數多く盛り多きを御馳走と思ふ人と物珍らしき
 一片の肉と賞味する人どあり
 ○賄ひは食事時間の正確ならざる可らず但し避
 暑又は遊覧等の如き旅客は扱て置き一定の用件
 を帯ひて來たる旅客は用辨上の都合あるを以て
 朝晝は特に食事時間の正確なるを要す

○宿泊の旅客に訪問者ありて其訪問者が退出な
き間は旅客より請求なき間は食膳を出さ可から
せ而て旅客に向つて食膳を出して能きや否やを
公然問ふ可から若し尋ぬる時は筭かに聞くか
又は紙に認めて渡して返答を待つか成へく訪問
者に知られざる様尋ぬ可し

○食物佳にして料理美なるも食器見苦るしきは
甚だ体裁を損ふ塗物が禿け椀の縁か欲けたる等
能く注意して決して用ゆ可らず箸は白箸或は割
箸を用ひ塗箸又は再三用ひたる者は此れ又食具

として供す可らそ

○給仕人は無作法なる行ひある可らず又相當の
体裁なからざる可らず

洗濯の後れたる衣服を着し垢の附着したる前掛
を垂れ或は給仕中居眠りを爲す等の不体裁ある

可らそ

食事中飯椀に茶を酌めば早や食事終りたる者と
心得直ちに退出す可ら必き旅客か箸と膳に納

めらるゝ迄は正座をへし
給仕終りたる時は挨拶を述べ其席を退出すへし

○旅客か食事の際酒の注文ありたる時給仕人は其席に坐して酌を成るに及はそ但し特別の旅客若くは特殊の場合に此限りならず

履物の注意

○履物の間違ひは人の大に嫌厭する事なれば旅館は必そ下足箱を備へ旅客か投宿せらるゝや案内したる客の番號に下足箱の番號を符合して容れ置くべし旅客外出ある時は直ちに取出して之を供そべし

宿泊中の旅客に對し知人又は用件ある人が訪問せられたる時は其訪問者の履物と雖も必ず町寧に揃へ置くべし若し出入繁なるか又は雑踏なる爲め間違ひの恐れある時は其訪問を受けたる旅客の履物と一所に容置くもよし靴は毎朝早く磨き置くべし

郵便及び電信の件

○滞在中の旅客に宛てたる郵便物電信等の到達すると紛失、失念等の爲めに受取人に渡そ可き

時機を遅延し或は客より發信せらるゝ郵便物の
 投函電報の頼信方の時間を後れ其れか爲め大に
 旅客に對し損害を蒙らしむる事あり
 旅客に宛てたる郵便物電報等の到達したる時は
 直ちに遅滞なく受取人に渡す可し若し外出中な
 る時は當該旅客の室内の机上又は見安き所に差
 置き旅客歸宿せられたる上は其事を知らそか又
 は帳場或は其室の掛りの人保管して歸宿の上本
 人へ手渡ししむべし
 電報は郵便よりも急速を要する事件なるを以て

旅客外出中と雖も其外出先が知れあり且つ甚敷
 遠隔の所にあらざる限りは直ちに外出先に持參
 して渡すへし電話にて通する時は電話にて知ら
 しむべし
 郵便物か書留にして到着の際旅客外出中なる時
 は帳場又は旅館の主なる人此れを保管し歸宿の
 上は直ちに本人に渡すへし
 旅客出立後に郵便の到着したる時は遅滞なく行
 先地に附箋して轉送し電信は直ちに追尾すべし
 故に宿泊中常に郵便電信の往復する旅客の出立

の際には若し該客出立後に到着したる電信又は郵便物の追尾轉送先きを尋ね置き帳簿に控へ置くべし

旅客か電報頼信を托したる時は直ちに之れを辨し假令郵便にても後刻他用の序に投函する杯と思ひ遅延を可からす郵便物か宛名人に朝たに達すべき者が夕へに達し午前に達すべき者が午後に達し一分の手後れが千金の損得に關し旅客に對して損害を受けしむる事なきにあらず

函館青森の如き佐渡及新潟の如き或は本土と臺

灣の如き瀛船の定期航海ありて郵便物を此定期船にて發送する地の旅館は別に客用郵便函を備へ置き郵便線路が該定期船に搭載す可き郵便物に限り之に容れ置き遅くも一切時間卅分前に郵便局に持ち行き投函するも差支へなし

(参考) 編者が旅行中福岡縣大川町の某旅館に宿泊し出立の際柳河町に發せし信書三通の投函を依頼せり編者は大牟田に行き歸路柳河町の受信人に面會せしに未だ其郵便物は達し居らざりし其れより先きの大川町の旅館に行き

該郵便の事を尋ねしに女中か膳棚に置き失念の爲めに投函を二三日遅延せりとの申譯け宮崎縣宮崎町滞在の時鹿兒島の人より編者宛ての電報を都之城町の旅館に發せり而るに都之城の旅館か宮崎に追尾せざりし爲め編者は宮崎町より十五六里もある飫肥町に行き飫肥より三里余の福島町に行き福島より三四里ある大隅國志布志町に行き宿料馬車賃人力車賃等三十圓余と加ふるに十日余の日子を費やしたり若し夫れ都之城の旅館か該電報を宮崎に

追尾し居らは編者は鹿兒島の發信人を歸途飫肥福島志布志等に立寄りしむるを以て編者は行くの必要なかりしなり

旅客を訪問する人ありたる時

○宿泊中の旅客に對し訪問したる人該旅客の在宿なるや否やを問ひたる時は直ちに在否の返答を爲す可らむ何となれば旅客が室内にて自己の用を辨じ若しくは先きに他の訪問者ありて對談中該訪問者の來室は大に差支ゆる場合無きにあ

らず故に先づ訪問者の姓名を糺し又は名刺を受取り一應旅客に通し許諾を得たる上にて訪問者を其室に案内せし
 訪問者は旅館にては別に利益なきも宿泊の旅客に對して町重にせざる可からず其室を擔當する女中は旅客に代りて坐布団蓆盆等の用を辨し茶を供する等一通りの接待の勞と取る可し
 訪問者が退室せらるゝや其室の掛りの女中は立關まで訪問者を見送るも可なり

夜具

○旅館の什器中夜具は主要なる者にして且つ衛生上の關係大なり
 夜具類は時々光線に曝らし日光消毒を怠る可らず且永日滞在せらるゝ旅客の夜具は區別し置き決して彼を用ひ此れを用ひ毎夜混用を可らず敷蒲團には白布の上敷を用ゆへし
 着蒲團も裏には白布を縫ひ附くへし但し其迄に行届かざるも襟は必ず白布を以て掩ふへし
 枕も男子用の坊子枕は尙ほ白布を巻く可し
 寝巻は旅客の肉體に接するものなれば浴衣の如

き洗濯の仕安き者を用ひ假令ひ冬季と雖も(たん
 せん)の下には別に浴衣を重ねて出せへし
 ○凡そ夜具類は旅客の肉體に接するか故に先
 に用ひたる旅客にして若し皮膚病又は肺病患者
 なる時は他の旅客に傳染すへき恐れあり故に其
 不潔なるは衛生に注意する旅客の最も厭ふ所な
 れは充分清潔なる様注意せし
 一旦甲の旅客に用ひたる寝巻又は蒲團の白布は
 之れを洗濯せしめて其儘乙の旅客に用ゆ可から
 ざるも夫れ迄に行届かざるども日に乾し日光消
 毒をなし垢の附着せざるも洗濯用の(燒小手)を用
 ひ縫を伸はして用ゆ可し

旅客來館の時

○旅客來館せられたる時は旅客區別の章に述ぶ
 る如く其取扱ひの方法に従がひ相當の客室に案
 内し手荷物を運び火鉢坐蒲團茶菓子等普通一通
 りの用を辨じ續て帳場掛りは旅客の住所氏名職
 業行先地等を問ひ旅客簿に記載せへし
 旅客簿の記入を夜間に至り記入せる旅館あるも

汽船汽車の便あり旅客の出入頻繁なる地は其旅客が一食の後ち直ちに立せらるゝか又は一泊せらるゝか数日の滞在をせらるゝや該旅客の都合に依り汽車の發車汽船の有無或は出帆時間等の外に其客に對する取扱上の参考要領を糺し置くの必要あり故に旅客を客室に案内し旅客簿の記入を終ると同時に参考となるべき事柄は尋ね置くへし

旅客の來館あるや手代又は女中は相當の禮を以て之れを迎へ客室に案内すへし而して手荷物等

決して旅客をして自から運はしむるへからせ途上船中車中の疲勞あるものなれば最初に入浴の準備ある旅館は浴衣を供し入浴の案内をなすへし

洋服着用の旅客は時候に従ひ和服の着換へを出すへし

旅客出發の時

○旅客が立せらるゝ時は汽船に乗らるゝ客なれば遅く共出帆時間三十分前に汽船に搭乗せら

れ汽車なれば發車時間拾分前に停車場前に着せ
 らるゝ様宿料の勘定食事の仕度其他万事を辨せ
 へし
 旅客の出發か翌朝未明なる時は出來得限りは前
 夜に手仕舞ひを成し置くへし但し旅客が出立時
 間を寢過ぐる事あるを以て旅館は此点に注意し
 出發時間一時乃至一時三十分前に呼起し旅客に
 仕度となさしむへし而して人力車は前夜に雇ひ
 置き乗合馬車或は乘馬等驛遞人馬繼立所の設置
 あると否とに係わらず前夜に雇入れ置き旅客に

對し翌朝出發時間を遅延せしめざる様注意とへ
 し
 旅客の出發が人力車なる時は旅客の行先地迄の
 賃金を前以て極め置き且つ途中旅客に對し不都
 合の所爲なき様能く車夫に命すへし
 旅客の出發が汽車なる時は停車場附近の旅館に
 ありては切符買ひ手荷物預け等万端之れを辨し
 停車場附近にあらざる旅館と雖ども其旅客を停
 車場に見送る時は万事乗車上の用辨を爲すべし
 旅客の出立が漁船なる時は乗船切符の買入れ解

舟其他本船乗込みに係る万事の注意を怠る可からず且つ漁船は乗客に定員ある者なれば時に乗船を拒絶さるゝ事無きにあらず斯る場合は乗船券發賣の番號順に依る者なれば若し定員超過の恐れある場合ひは一分にても早く切符を買置くへし

(参考) 郵船會社の漁船にして一等二等の乗船券有名なる神社佛閣への參詣時季或は風雨の爲め數日間航海の停滯したる場合は定員超過の爲め乗船を成し得ざる事往々あり

旅客に進呈する音物にして手拭扇子等は普通なりと雖も若し特種の物品を呈する場合は旅客か日用使用せらるゝ(ハンカチーフ)卷蓑の如き者を用ゆへし旅客の嗜好に適ひ且つ其出發か汽車たり漁船たり馬車たり人力車たる場合に應し旅行中の携帶上に不便なく破損の憂ひ少なき者撰ふ可し旅客出發の際には女中又は手代をして手荷物の束縛運搬其他の手傳ひをなさしむ可し○旅客出發の際には相當の禮を以て送別の挨拶をなすへし

旅客が出發せられたる時は直ちに該客室を點檢し客室の準備品に紛失物なきや又旅客の忘れ置き品の品なきやを改むべし若し旅客の遺留品ありたる時は發車發船の前なる時は追跡して本人に渡し發車發船の後なる時は大切に保管し置き且つ其事を旅客の所在地に通知すへし

宿泊料其他の勘定

○旅客出發の際に宿泊料其他立換金等の勘定金を受取る時は明細目録を出し而して勘定金受取

りの上は直ちに領收証を渡すへし

明細目録雛形

金額	單價	備考
一金 三〇〇〇	一〇〇〇	二月五日晩ヨリ八日朝迄三泊分
一金 八〇〇	四〇〇	二月六日晝ヨリ七日晝迄晝食二度分
一金 二〇〇	一〇〇	五日晩酒二本
一金 六〇〇	三〇〇	七日晝ビール貳本
一金 二〇〇	八日	電報料取換金
合計 四八〇〇		

右之通り相成候也
市町 何々旅館

領收証雛形

領收証
一金
右別紙明細目録ノ通り正ニ領收仕候也
市町 何々旅館
月 日

茶代并に召使ひ人への心付け

○旅客が茶代を寄せられたる時は直ちに領收証
を持参し旅館の主人又は主婦若しくは店員が旅
客其人の室に行き町寧に挨拶となすへし

領收証

一金

右は御茶代として御惠投被下難
有拜受仕候也

月 日

何々旅館

何某敬白

様

茶代文
領收例
証

○旅客が旅館の召使ひの人へ心付けとして惠與さ
れたる時は召使ひの内一人又は數人を其客室に
踵らしめ町寧に謝辭を述べしむべし
召使ひ人へ惠與されたる領收証は茶代の領收証と
共に持参するも差支へなし

領收証

一金

右は召使ひの者共へ御惠投被下難有拜受仕候也

月 日

何々旅館

何某敬白

様

召使ひ人
領收証
の與惠文の例

朝晝晩の諸事

○朝は旅客の起床前に左の諸項をなし置くべし

一行燈又はランプ等の燈具を片附くる事

一火鉢に火を入れ鐵瓶を掛け置く事

一烟草盆に火を入れ枕元に備へ置く事

一齒磨粉并に楊子を備へ置く事

一其日の新聞を備へ置く事

前數項の用事を辨るには客の安眠を妨げざる

様成べく静かにそべし

旅客起床ありたる時は入浴若しくは洗面せらる

間直にち寢床を片附け室内を掃除し火鉢糞

盆鐵瓶茶器灰皿等夫々配置し置く事

コーヒイ又はソップ等朝食前の飲料を供する事

時間の早からざる限りは直ちに朝食を供する事

晝間旅客外出ありたる時は室内の掃除をなし置

く事

旅客の衣服類にして室内に取り乱だしあるもの

は和服にして皺のある者は火熨斗を宛て洋服に

はブラッシュユを用ひ規律能く盪み置く可し

晝間外出先より歸宿せられたる時は火鉢鐵瓶

等に注意する事
晝餐前後には茶器火鉢其の掃除を爲し置
くこと

旅客晚餐を終り後ち寝間の請求ありたる時は直
ちに之を辨じ且飲酒せられたる場合は枕元に水
と供へ置く事

旅客就寢後には衣服類等夫々疊み置く事

燈火が電燈にわらずして「ランプ」なる時は行燈と
火を付け換へ置く可し且つ其燃料は種子油を用
ゆべし「ランプ」は睡眠中危険の恐れあり

茶器火鉢其他室内の準備品は旅客の就寢後に掃
除し翌朝の仕度をなし置く可し

旅客携帯品の保管

○旅客の携帯せらるる荷物にして其品嵩の多く
して客室に運ぶに不便なる物は倉庫又は紛失の
憂ひなき所に藏め置く可し但し火災等の恐れわ
るを以て倉庫の備へある旅館は成るべく倉庫に
容れ置くへし
旅客の携帯品中破損し易く又は濕氣と厭ふ物は

如上の害なき箇所に置くへし
 旅客の携帶品中貴重品は特更らに盗難又は紛失
 等なき様保管上一層の注意を要すべし
 土木工事等に關する旅客にして「ダイナマイト」火
 藥其他の危険物を所持せらるゝ旅客の携帶品は
 火氣の恐れなく又他人の手を觸れざる所に置き
 特更ら防險上の注意をへし
 旅客が轉送を依頼せられたる荷物又は先に預
 け置かれたる荷物にして行先地より轉送を請求
 ありたる時は直ちに旅客指圖の地に轉送の手續

きをなすべし決して等閑に打過き爲めに時日を
 經過す可からず時に依り荷物遲着の爲めに旅客
 が損害をなし又は無益なる時日を空費する事わ
 り宜しく注意すへし

男女の召使ひ法

○男女の使ひ方に就き男の擔任と女の擔任とを
 區別すれば大畧左の如し

男子の擔當する事

一 旅客の送迎に關する件

二 帳場ちやうばに關かんする件けん
 三 履物はきものに關かんする件けん
 四 屋外やぐわいに於おける旅客りよきやくの用辨ようべんに關かんする件けん
 五 客室外きやくしつぐわいに於おける諸事しよじ即すなはち浴場掛よくちやうがり或あるひは便所べんじよ
 廊下らうか其他たの掃除そうじに關かんする件けん
 六 旅客りよきやくの携帶品けいたひん其他た荷物にものに關かんする件けん
 七 夜具類やぐるいの仕度しど并ならびに取片附とりかたづけに關かんする件けん
 以上いじやうの諸項しよかうを擔任たんにんせしむるには其擔任そのたんにんする事柄ことば
 に適當てきとうしたる人ひとを選えらび各項目かくかうぐの一事ひとこと又または他たの適
 當たうなる事ことを兼任けんにんせしむへし假令たとへは帳場ちやうばに關かんする

件けんを擔任たんにんする人ひとには宿泊帳しゆくはくちやうの記載きざい宿料しゆくりやうの計けい算さん其
 他たの會計くわいけい或あるひは旅客りよきやくに宛あてたる電信郵便てんしんゆうびんの件けん文書ぶんしよ
 に關かんする事ことなとを受持うけもちたせ履物はきものの掛かりには旅客りよきやく
 の昇降しやうかうに際さいし履物はきものの片附かたづけ提供ていきやうの外靴磨ほくちやうみき等とうを
 受持うけもちたせ送迎掛そうようがりには旅客りよきやくの手荷物てにものの束縛運搬そくばくうんぱん
 等を兼かねねしめ便所べんじよ又または廊下等らうかとうの掃除掛そうじがりには朝
 夜客室やきやくしつの夜具類やぐるいに關かんする件けんを為なさしむる等とう各々かくかく
 受持うけもちちを定さだめ擔當たんたうせしむべし

女子の擔任する事

一 食事しょくじに關かんする件けん

二 客室内の掃除

三 茶器茶菓子火鉢坐蒲團等室内に關する諸事

(注意) 夜具の仕度若しくは取片附け等女中に之を爲さしむる旅館多きも之を女中になさしむる時は自然旅客と女中の間に或は姦猥なる事起らざるにもあらざる爲めに旅館の風儀を殞そとあり故に男子に擔當せしむるに如かず
女子は重もに客室に關する事を爲さるものなれば大旅館にありては其客室數に應じて二人若しくは三四人を一組みなし之れを二階の掛り又は表

二階裏二階の掛り等に區別し又其内より假令へは二階の客室か十二室ありて其掛りの女中か三人なる時は一號室より四號室迄の四室は甲五號室より八號室迄は乙九號室より十二號室迄は丙として各其客室と分擔せしむへし
汽船汽車の發着に際し一時に旅客充滿し若しくは同時に仕度を要する事あり或は甲の受持ちなる一號室より四號室迄は旅客充滿し乙の受持ちなる五號室より八號室迄は二室は空室にして二室に旅客あり丙の受持ちなる九號室より十二號

六十一
迄の四室は三室は空室にして壹室に旅客あり此
等の場合ひには丙は甲を輔けて給仕の代理其他
手傳ひをなし互に緩急なき様助勢を爲し合ふべ
し
女中の受持客室の繁閑を平均するには一人幾室
として受持ちを定めんよりも六室を二人とか又
は二階全室を三人とか裏二階を二人とか分擔せ
しむるも可なり
客室間の要所々々に男女の詰所を設け此所に一
人乃至數人を平素居らしめ而して用辨に應せし

ひべし
○召使ひの男女をして過度に使役する時は其結
果旅客に對して粗漏怠慢となる假令へば女中か
給仕中にあくびとなし或は居眠りをなす如きは
過度に使役し身體を疲勞せしめたるより起る者
にして即ち召使ひ方の宜敷を得ざるか爲なり
旅館に務むる者の第一安眠時間の短かきが最も
身體の疲勞を感じる者に於て假りに四人の女中
あらんか朝も一同に起き夜も同時に臥寝せしむ
るは不可なり

故に此に甲乙丙丁の四人の女中あらんか甲の一
 人は朝早く起き夜は早く寝に就き乙の一人は朝
 は普通の時間に起き夜は遅く寝ぬしめ丙の一人
 は朝は普通に起き夜は普通の時間に就寝し丁の
 一人は朝は早く起き夜は普通の時間に寝さしむ
 べし而して其翌日は乙をして前日の甲の時間に
 起臥せしめ丙をして乙の時間に起臥せしめ丁を
 して丙の時間に起臥せしめ甲をして丁の時間に
 起臥せしめ斯の如くして交るゝ順番に起臥せ
 しむるなり今之れを圖に示せば左の如し

夜九時就寢

朝八時起床(朝遅ク起キ
夜早ク寢ル者) 甲

夜一時就寢

朝六時起床(朝普通ニ起キ
夜遅ク寢ル者) 乙

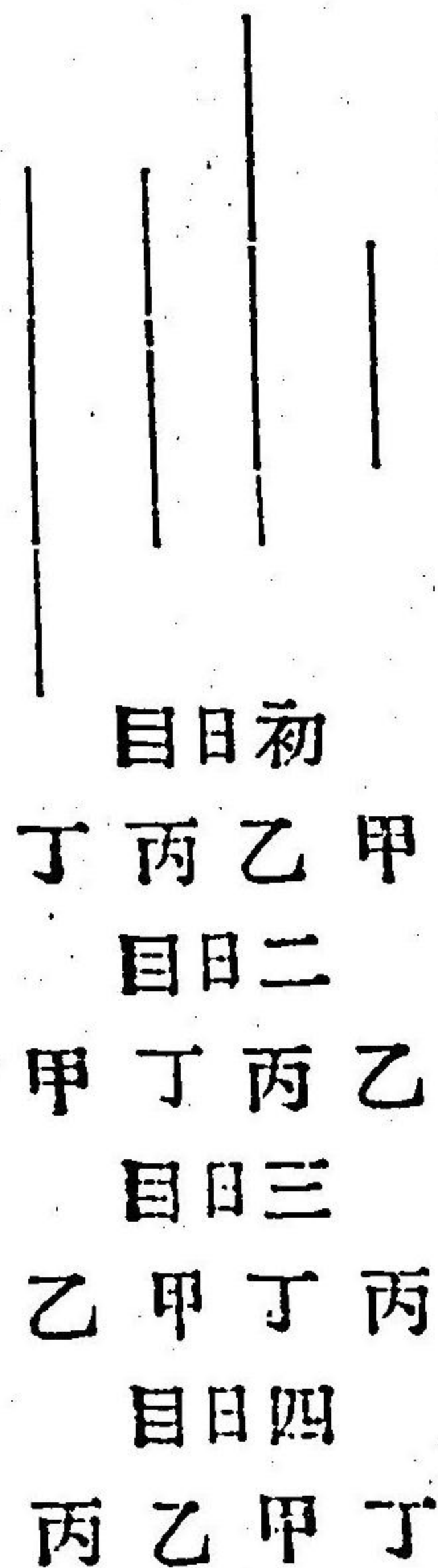
夜十時就寢

朝六時起床(朝普通ニ起キ
夜普通ニ寢ル者) 丙

夜十時就寢

朝四時起床(朝早ク起キ
夜普通ニ寢ル者) 丁

更らに此四人を毎夜交るゝ順番に起臥せしむ
 る事を圖に示せば左の如し



○女中の召使ひ方に就き客室の掛りを定めて擔

任せしむる共朝夜の諸事は全体を通して交代的に擔任せしむべし
 朝早く起床する女中には火鉢、煙草、盆、鐵瓶、茶器類
 其他新聞、齒磨粉、楊子の備へ附け等旅客の起床前に於ける用意となさしむべし
 夜遅く寝る女中には旅客就寝後若しくは適當なる時に於て茶器を取り片附け火鉢、箕盆其他客室内諸器具の掃除をなし翌朝の準備を爲さしむべし
 女中の中にも飯焚きもあれば膳碗類の掃除掛り

もあり、是等は其旅館の都合に依り適宜使役する共客室に出入する女中をして便所等の不潔なる所の掃除は決して爲さしむ可からざ
 四人又は五人以上の女中を召使ふ旅館にありては其内一人は必ず四十歳前後の伶俐なる婦人を加へて女中全体の總取締りとして監督せしむべし而して此總取締りには相當の威權を與へ時に客室を巡視せしめて若し女中に不行届不作法、不品行などの行ひある時は其掛りの女中に命して改めしめ或は譴責せしむる等の事ある可し

召使人の教訓

○ 人に教育の必要なるは勿論にして旅館の女中に於ても責めては新聞位は読み得る丈の素養なかる可らず中にも行儀作法の庭訓は最も必要なり

客室に入り晝寝を爲し旅客に應答或は建具の開閉給仕等の不作法なる近所隣室にて高聲に雑談し放歌し又は廊下の歩行梯子段の昇降等荒々敷くして足音高く爲めに旅客の安眠を妨ぐる等の事は平素の庭訓の至らざる所なり

旅館の投書函

○ 旅館には適宜の箇所投書函を備へ以て旅客の意志を主人に通せしむるの法を設く可し

投書函には左の件の記載を要す

一本館不行届又は召使の者共に於て不都合の所爲ある時は御遠慮なく御投書可被下候

他地方の同業者間の關係

○ 旅客か出發せらるゝに際し行先地の旅館を尋ぬる事あり又は營業上の關係上より行先地の旅

館を案内する事ある時は旅客に案内状を渡すべ

案内状は通常左の如し

一 今般 様御案内申上候條御投宿

の上は町寧の御取扱相成度候也

案内状を旅客に開封せられても差支へ無き限り
に於て行先地の旅館の取扱上の参考として當該
旅客の身上職業要件を附記するも妨げなし假令
へは前文の後尾に
追而御本人は何々會社(又は何々官)にして何々

の用務を帯ひ巡回相成候御方様に付此段御參
考まで申添へ候也

○案内を受けたる旅館は該旅客を案内したる旅
館に對し其旅客が投宿ありたる時は直ちに通知
状と發すへし

文例

一 様御案内被下本日午時無恙
到着相成候ニ付御通知旁此段御禮申
上候也

○貴顯紳士等特別の待遇を要する旅客を案内する時は案内を受くる旅館にありては客室の準備或は出迎ひ等の事あるに就き出立地の旅館より行先地の旅館に對し電報を以て其事を通知せし

(参考) 旅客を案内する時其旅客の上中下或は茶代の多少に依りて其案内状に相圖的符牒を記するあり編者が旅行中取引旅館間に於て状袋の色にて該旅客の等級と知得せしむる方法を爲せし所ありき假令へは赤の状袋は上等客又

は茶代の多き客とか青の状袋は茶代か少なきとか白の状袋は下等客とかせし所あり別段賞譽をへき事には非らされ共記者は参考迄に此に記しぬ

旅客を目的とする行商人又は按摩取り

○旅館内に於て按摩取り又は新聞雜誌小説其他日用の烟草小間物裝飾品等の行商人が宿泊者に販賣するの目的にて館内隈なく呼ひ廻り或は客室の建具を自由に開き旅客に向ひ新聞如何で

煙草如何ですと問ひ廻る此等は宿泊者か自室に於て幾分用辨を爲その便利あるも一方には安眠を妨げられ又は五月蠅き事あり成へく出入せしめざるを可とぞ

料理業と旅館

○府縣の取締規則により料理業と旅館を兼ねしむると兼ねしめざるあり而して此二業を兼ねたる料理屋旅館なる者は單に宿泊する而已の旅客より寧ろ酒肴を取寄せ藝妓を呼ぶ放蕩旅客に待

遇の厚きこと往々にしてあり勿論收入の一点張りより云へば左こそ有らん然れ共料理業は料理業にして旅館は旅館なり旅館の本分より云へば二者甲乙あるの理なし宜敷平等の取扱ひをなすべし府縣の取締規則に依り旅館内に藝妓を招く事を許したる所と禁じたる所あり而して之れを禁せざる府縣の旅館が若し旅客の請ひに依り藝妓を招く事あるも其旅客の遊興が聲高く動作荒く糸竹喧囂なる時は隣邊の客室にある旅客の安眠又

は談話を妨げられ特に閑静を好むの旅客は大に厭ふ所なれば旅館専門の業者は旅客より此等の望みあるも成べく謝絶するの方針を取る事宜しからん

然れ共土地の風俗と営業上の都合に依りては謝絶されざる事あり又謝絶するは営業上の収益に關するに付き別に隔離したる室を設けて旅客の遊興を其室に爲さしむへし但し夜十二時を過ぐるも尙ほ喧噪なる時は其遊興の静寂ならん事を傳ふへし

旅館の衛生法

(参考) 旅館に依り往々左の揭示を爲したる有り

● 午後十時限り酒肴の御注文御断り申上候

○ 宿泊中の旅客にして若し疾病を煩らひたる時は醫師其他看護の手當等親切懇篤たる可し

疾病か若し傳染病と思ふ時は直ちに醫師を招き相當の手當てをなすべし

傳染病流行地を發し又は經由したる旅客若しくは遺傳病或は皮膚病と思ふ旅客に用ひたる夜具

類。坐蒲團等。及上敷類は洗濯をなし其他は日光消毒
 毒又は他に適當の消毒法を行ふ可し
 其地又は近府縣郡村に於て傳染病の流行する際
 は便所等の不潔なる所は毎日數回石灰石炭酸等
 を散布し消毒を怠る可らず又流し場下水等の清
 潔に注意すへし
 赤痢病の流行の際に宿泊中の旅客にして通便の
 度數多きと思ふ時は該旅客が若し赤痢にあらさ
 るかを注意すべし
 傳染病の流行の時は賄ひの料理に就き肉類は新

鮮なるを用ひ且つ腸胃を害すべき不消化は成べ
 く食料に避く可し
 何病たるを問わず凡る病氣を煩ひし旅客に用ひ
 たる食器は一旦熱湯にて洗滌したる後にあら
 ざれば決して他の旅客に用ゆへからず

旅館の利益なる廣告法

○客室の机に備へ置く状態袋は其裏面に自己旅館
 の片書と廣告文を印刷し置く事

而裏之袋狀

市町
何屋旅館方

弊旅館ハ市内ノ中央ニシテ諸用ヲ辨スルニ最モ便利ナリ且ツ其取扱
ヒ上ニ就キテハ親切ニ町寧ニ確實ニ勉強仕候間倍舊ノ御引立ヲ以テ
御投宿之程奉希候
何屋旅館主人敬白

旅客の求めに依り渡さへきはがきの裏面の天地
に簡短にして廣告文を色違ひのインキにて印刷
して置くも可なり

面裏のきがは

候上申可扱取御に寧町切親

館旅屋何町何市何

旅客に進物する手拭扇子等の印は其字體を角字
又は崩し字とせきして成へく判明せし字體を用

ひる事

區域を限りて其同業者間に特約同盟ありて互に
旅客と案内する時は旅客に渡り宿札には其同盟
旅館を連記する事

雜見漫錄

○旅客の服装が宜しければ茶代多しと心得服装
悪しければ茶代少なしと心得へ其待遇に厚薄あ
るは不可なり
○和服より洋服の旅客、鬚の無き旅客より鬚の有

る旅客の方か取附きの撥接客室の案内に重みが
あるは不可なり
○洋服着の旅客の鑑別は上着や袴より「シャツ」や
附屬品に着眼するが肝要なり
○身分不相應に金錢を浪費する旅客は跡の勘定
に氣を附くへし
○酒や肴や藝妓などを旅客に強ゆるは不可なり
○廻漕業を爲る旅館か自店取扱ひの汽船に便乗
せしめたき考にて偶まゝ便船あるも無きと詐
るは不可なり

○ 娯樂の爲めと雖も賭博を嚴禁する事
 ○ 老幼病者又は老幼病者を伴ひたる旅客は成へ
 く便所等の往來に便利なる客室を充つる事
 ○ 大旅館は夜間番人を置き火の用慎又は盜難等の
 警戒をなす事
 ○ 兵士學生は特更らに厚遇すべし
 ○ 外用繁忙なる旅客には朝は早く晝は正午に食
 事を供せし
 ○ 旅客に供したる茶菓子にして旅客は未だ其茶
 菓子に手を附けざるに外出先より歸宿すれば其

茶菓子に手の附けて有る事が往々ある是等は旅
 館の主人たる人が平素氣を附けぬはならぬ
 ○ 給仕する女中か旅客の食事が仕舞ひと思へは
 いそぐと退席の素振りをなす此等は旅客か箸
 を納むる迄は正坐して然る後ち一揖して退席す
 へし
 ○ 田舎の旅館にては往々女中の髪かみの掃除そうじか悪し
 く其故へに客室の出入りに旅客は厭いとふへき悪臭あくしゅうを
 嗅かがせらる女中の髪かみ形かたちちも正ただしく且かつつ清潔せいせつなら
 ざる可べらそ

○熱したる鐵瓶を疊の上に直きに置く女中あり
 疊に色の附くは別に旅客に損失もなければ共兎も
 角不作法極わまる
 ○客室の出入りに立ちなから建具を開閉し又開
 らけは開きた其儘或は閉ちて去りても尙や一二
 寸は跡どが明ひて居る女中に作法の教へも肝要
 である
 ○女中が客に向つて客の誹謗をなとヤレ何のお
 客は洋食の食ひ法が分らなかつとか又はコヒ
 一の飲み方分らなかつとか何處の婦人客と誰

れどこんな事が有つたとか不用な話しか多ひ此
 等は客を誹る事を客に向つて自白するのと同し
 事である
 ○旅館の時計は時間の正確ならざる可らず
 ○寒國の旅客と暖國の旅客は其習慣が違ふ夫れ
 故に暖國の旅客が北海道や新瀉縣などに行けば
 夏季に困る事が往々ある寒國の習慣として夏も
 火鉢に火を入れ手を温めてある様な工合で外出
 先より晝食頃歸宿して見れば室内の火鉢に火を
 容れて建具が占めてある故恰と蒸し風呂の様

ある一体に其んな旅館ばかりでは無ひが往々ある
 夫故に暖國では先づ夏は火鉢を客室の隅に置く
 か又は次の間に置き客の前には唯糞盆に糞の火
 丈け容れて出してある
 此れに反對で寒國の旅客は暖國の旅館では夜具
 に困まる事か往々あるらしい寒國は防寒には余
 程注意してある夫れ故に夜具となれば暖國の旅
 館に比較して上等である未だ極寒でない時季で
 暖國人には着蒲團一枚で丁度宜ろしひ頃るに其

考へて夜具を出される故へ北海道や奥羽地方の
 旅客か關西地方の旅館にては夜具に困る事か往
 々あるらしい
 ○國に依り言語やなまりの違ふ爲めに意志の通
 じ兼ねる事あるも第一假名つかひの違ふために
 宿泊簿の姓名又は電報等に間違の起る事かある
 奥羽地方や北海道又は山陰道にて出雲等は特に
 甚しいツとチ。シとス。ヒとフ。此れは丸で反對であ
 る故に旅客か其姓を塚本と云へは宿泊帳には近
 本と記入する事かある假令へは仙臺の旅客か京

都に宿泊して名刺を出した京都の旅館は其名刺に依り宿帳に塚本秀助と記入せり而るに其翌日北海道より電報が来て宛名は「チカモトフデシケ」と書ひてあるゆへ旅館にては此電報の受取人は宿泊して無ひと思ひ集配人に返へすか又は預りて置き塚本秀助に渡さぬと云ふ事がある此邊は余程注意せねはならぬ

○日本同盟大旅館と大きな招牌か掲げてある家も大きく間敷も多ひ然るに其中には往々大便所の中に紙の代用として木の葉又は藁等か用意し

てある寧ろ無きに若かぞ

○旅館と云ふ營業を爲すに如何せば旅客に満足を與へるかとのれを簡單に云へは第一凡ての事が清潔にして第二は敏捷に凡ての事が行届かねはならぬ旅客が手を拍てはハイと直ちに行き外出せんとすれば履物を揃へて出す歸宿になれば火鉢や鐵瓶に注意か届く着物か取り亂だしてあれは疊んて置く郵便や電信を依頼されても此郵便は量目が過ぎはせないか電報は宿所氏名の書落としはなきや切手に過不足なきやと其邊迄も

注意の行届く様にさへあれば上等である

○第五回内國勸業博覽會に際し宿屋に對する

大阪市の警察方針

- (一)建物にして危険なるもの及明り窓並換氣裝置不充分なるものを改修せしむること
- (二)公安を害し又は風俗を紊るの虞ある者は此際調査を遂げ營業禁止處分の稟請をなすこと
- (三)雇人にして前項の虞あるものは解雇を命ずること
- (四)宿賃を届出しめ其署備付の名簿に記入し置くこと
- (五)停車場、波止場、博覽會場其の他旅人の輻輳する場所に旅客の便宜に備ふる爲旅舎紹介所を設けんとするものあるときは豫め警察官署の承認を受け置かしむること但し組合に於て設置する外は

承認を與へざること

博覽會開期中に限り各警察署管轄毎に組合を設けしめ特に左の事項を實行せしむること

- (一)客引を出し又は客を誘引し來りたる者に種々の名義を以て金品を給與すべからざること
- (二)正當の事由なくして宿泊を拒絶すべからざること
- (三)宿泊人の承諾なくして他人を其の室内に入しめ又は宿泊人に面會を求むる者あるときは故なく之を隠秘し又は其執次を拒絶すべからざること
- (四)宿泊人疾病に罹りたるときは醫藥其の他食物等其の求めに應じ懇切に取扱ふべきこと
- (五)宿泊人の變死傷又は其所持品紛失若は盜難に罹り其他異變ありたるときは其届出を迅速ならしむること

- (六) 宿泊人の求めざる飲食物を供して宿泊料以外の金銭を請求し又は遊興を勧め金銭を浪費せしめざることを
- (七) 宿泊人にして身分不相應の金銭物品を所持し又は舉動不審と認めざる者あるときは速に警察署に申告せしむることを
- (八) 宿泊料其他宿泊人に關する緊要の事項は帳場及各客室に掲出せしむることを
- (九) 土地不案内の旅客他出せんとするときには宿屋の區町名番屋敷屋號及氏名を記したる手札の類を渡し置くことを
- (十) 雇人以外の者をして名所古蹟等の案内者たらしむるときは豫て其の住所氏名年齢及案内料等を所管警察官署に届出で承認を受けしめ無届の者を使用せしめざることを
- (十一) 雇人にして不正の所業ありと認め警察官署より解雇を命ぜられたる場合に於ては組合取締より一般の同業者に其の旨傳達し之

を雇入れしめざることを

- (十二) 行商者は客の求めありたる場合の外客室に入らしめざることを
- (十三) 宿泊人雙方の承諾なきものは同室内に同宿せしめざることを
- (十四) 雇人の風儀を矯正することを
- (十五) 便所、手水鉢、下水等は日々清潔に掃除し殊に手洗水は毎日交換し便所は少くも一週間一回以上消毒的清潔を施行せしむること
- (十六) 夜具は清潔なるものを用ゐる身体に觸接する部分には白布を覆はしめ其の白布は時々洗濯して清潔ならしむることを
- (十七) 疊、坐蒲團は汚損したるものを使用せしめざることを
- (十八) 客室の境界には壁若は襖板戸を用ゐる且つ室内に宿泊人の所有品を藏置せる爲め備ふべき錠前付の押入又は戸柵類の設備不充分なるものは此際整備せしむることを

(十九) 盜難豫防の爲忍び返及戸締等の不完全なるものを改修せしめ
又は其設けなきものは新設せしむること

(二十) 重なる營業者に對し會期中特に不眠の番人を置かしむること

(廿一) 貸櫛貸手拭及手水手拭は日々掃除又は洗濯し汚損したるもの
と使用せしめざることを

(廿二) 下水の疏通を全からしむること

(廿三) 警察官署より命令ありたるときは之を同業者に傳達せしむる
こと

○ 第五回内國勸業博覽會に對する大阪旅宿協會

の旅客接待方

第一 宿泊料の明示 本協會は旅客の待遇と宿泊料とを明示し投
宿者が支拂をなす場合に意外の感なき様豫め自家の待遇相當の等

級を定め之を屋内の便宜見易き場所に掲示し置くべし斯くて投宿
者の選ぶ所に從ひ等級相當の待遇をなし精々不都合なき様注意す
べし

第二 懇切の待遇 加盟の旅館は他旅宿業者の模範となるべきも
のなるが故に相警めて投宿者に對しては深切丁寧なると旨とし決
してその待遇に厚薄なき様注意すべし

第三 乗車賃の一定 加盟の旅館には常に出入の車夫を定め嚴重
なる取締をなし必ず旅客より不當の賃錢を貪らざる様注意し又別
に乗車賃金表を宿泊者に呈し置き途上飛び乗りをなしたるときに
も一目相當の賃金を仕拂ひ得る様出來得るだけ遊覽者をして好都
合ならしむべし

第四 觀覽券の取次 加盟の旅館は豫め其向々との交渉を遂げて
各種の觀覽券の下渡を受け置き宿泊者の需用に應じ夫々直接に交

付して以て難沓せる現場に就き先を争ふて買求むる等の煩累なからしむべし

第五 手荷物并に物品の運搬 加盟の旅館は其向と交渉して旅客の手荷物又は其購入物品を極めて安全に極めて迅速に送達し得る取計ひをなすべし

第六 興行物日割等の揭示 加盟の旅館には協賛會より通知を受けたる市内の各所若くは博覽會場内等に時々催さるゝ興行物及ひ餘興についての日割又は觀覽者に對してはその注意を促し置く方然るべきもの例へは場内又は市中において觀覽者の羅りたる各種の事實はその奸策手段を旅館が見易き場所に揭示して遊覽者に好都合ならしむべし

第七 館内各部の改良 加盟の旅館にては客室内廊下等は勿論前裁、湯殿、便所等に至るまで衛生上に注意して諸事清潔を旨とす

べし

第八 宿泊の周旋 加盟の旅館は偶々投宿者あるも自家の客屋悉く満員なるため差支ゆる場合には先づ最寄の加盟旅館に問合せ尙や差支ゆる時は旅客に深切なる他の旅館に向つて懇切に周旋の勞を執るべし

第九 旅客の投書 加盟の旅館に宿泊したる旅客中若し取扱上甚だ不都合なる廉々を本協會の監督者たる博覽會協賛會に對し通報したるとき協賛會より該件につき注意を受けたる旅館は直に改善するの義務あるべし若し右注意を受け尙ほ改めざるときは除名或は相當の制裁を受くべし

但し除名のごときはその事情を掲げて新聞紙上に廣告とべし

◎加盟旅館の表札 前項の決議を實行すべき大阪旅宿協會加盟の旅

○吸物の部

○卵の花 ○美濃養 ○いりかき ○はも ○全錢切 ○
全皮の吸物 ○そり流し ○えそ吸物 ○このしろ ○
章魚 ○全いばの吸物 ○鳥賊白魚もどき ○結海老 ○
鮑そぼろ ○蛤 ○蟹ふはく ○太刀魚 ○全塩仕
立 ○あなご吸物 ○たなご吸物 ○うほせ吸物 ○全
塩仕立 ○まながつを塩仕立 ○全焼目附吸物 ○う
づわ鳥もどき ○こち ○全塩仕立 ○鱈吸物 ○全と
まし ○あゆ子玉子しめ ○柳かれひ

○魚鳥類焼き法

○塩焼 ○てり焼 ○味噌やき ○白やき ○巻やき ○
とさ焼 ○樺焼 ○壺やき ○濱やき ○つけ焼 ○田樂
やき ○杉板やき ○かこてら焼 ○鬼焼 ○傳法やき
○ぎせい焼 ○はうるく焼 ○合せ焼 ○小鳥やき ○
木の芽焼 ○和蘭やき ○土藏やき ○鐵砲やき

○魚鳥焼料理の部

○鯛の濱焼 ○全まくり焼 ○全蠟やき ○白魚やき
○若鮎やき ○鱧田樂并につけ焼 ○全午券卷 ○あ
なご田樂 ○まな鱈田樂 ○全付やき ○えそ骨切并
に田樂 ○たなご田樂 ○土藏やき ○全醬油付やき

○このしる骨切 ○全田樂并に土藏やき ○赤海老
 田樂 ○鯔田樂 ○全鹽燒并に付燒 ○はまち鋤やき
 ○全杉板やき并田樂 ○鳥賊田樂 ○全付やき ○鮪
 田樂 ○牡蠣田樂 ○全附やき ○伊勢海老田樂 ○全
 蠟やき ○全鬼やき ○蛤田樂 ○全附やき ○蟹田樂
 ○全つけ焼 ○鴨卵焼 ○全炮烙やき(雞鳩さぎも全
 し ○太刀魚卷焼 ○全田樂并に蠟やき ○うばせ田
 樂 ○全附やき ○ひら骨切 ○全小串 ○こち田樂并
 に附燒 ○柳かれい附やき

○煮物

○鯛のかきいり ○全高麗煮 ○鳥類皮いり ○わとが
 ち ○駿河煮 ○鮭の子いり ○煮あへ ○なま皮 ○の
 ぶそま ○ころく ○日の出に鮠 ○石持に両龍 ○
 鱈葛煮 全味噌煮 全湯煮 ○赤鯿 ○鮪うしほ煮 ○せ
 んば煮 ○章魚櫻煮 ○全關東煮 ○卷鳥賊 ○全湯煮 ○全味
 噌煮 ○全うどんもどき ○鮪せんば煮 ○さんて煮 詰
 全深山煮 ○全そぼろ ○全浮雲 ○伊勢海老味噌煮 ○全
 塩煮 ○全具足煮 ○花海老 ○鮑味噌煮 ○全つらく 貝
 全ふくら煮 ○蛤時雨煮 ○かに鍋煮 ○全いり出し ○
 早いりこ ○あなご味噌煮 ○うばせ灘波煮 ○柳鰈

○さし身の部

○はもさし身 ○赤えび差み ○鳥賊さしみ ○伊勢
 海老差身 ○まな鯉 ○うづわ作身 ○ふかさしみ ○
 飯蛸ねぎ和 ○全梅肉和 ○鯨の白和 ○鮪鐵砲和 ○數
 の子黒和 ○全白和 ○さんて白和 ○牡蠣梅肉和 ○全
 さ和 ○海老白和 ○黒和 ○うに和 ○鮑白子和 ○白和腸和
 肉わへ味増わへ海苔わへうにわへ ○蛤くさわへ
 黒和 黄味わへ酢わへ 黒人和 ○赤貝腸和 ○蜆黒和
 ○たも魚ぬた 全鐵砲和 全おらんだわへ 全鮪もど

さ。おらんだ鮪。さらすわへ。○あなご鐵砲和。全ぬた
 鮪。○たなご鐵砲わへ。全ぬた鮪。○うばせぬた鮪。鐵
 砲和。○ひら鐵砲和。○こち鐵砲和。全ぬたなまご。○
 鮪子味増鮪。○はぎ魚鐵砲和。ぬた鮪。○柳鰈ぬた鮪
 全鐵砲和

○酢の物の部

○酢章魚 ○このしろ三盃漬。全生酢漬 ○和蘭漬 ○
 鮪酢 養全たで酢 ○かびたん漬。全梅酢漬。全酢ひし
 こ ○かくし酢章魚。全切かさね ○はまち酢いり ○
 鳥賊難波酢 ○鮪酢味増 ○さんて山葵酢 ○牡蠣酢

押○海鼠生姜酢○うづわ酢煎○よこわ酢煎

○あんかけの部

○鱒あんかけ○はまち○鯨○太刀魚○あなご

まな鱈葛溜かけ○筋かつを○あい子

○蒸物の部

○粟蒸鯛○あなご茶椀蒸○このしろ土藏蒸○全お

ぼろ蒸○鯨茶椀蒸○さん子のいこみ○全よせ蒸○全

抱き玉子蒸○あなご玉子蒸○全豆腐蒸○早あんべ

い○玉子たゝき○鯛の寄身○棒鱈たゝき○全茶椀

蒸○さんこ巴蒸○牡蠣味噌かけ○寄牡蠣○蛤わ

ら羹○太刀魚○たなご味噌包○うばせ味噌包○

筋鱈早生節

○油揚井にてんぶらの部

○鼈もどき○はも○えそ○このしろたゝき○赤

海老丸もどき○鱒てんぶら○章魚鼈もどき○全衣

かけ○鳥賊の鼈もどき○飯蛸つぶわけ○鮪の糸

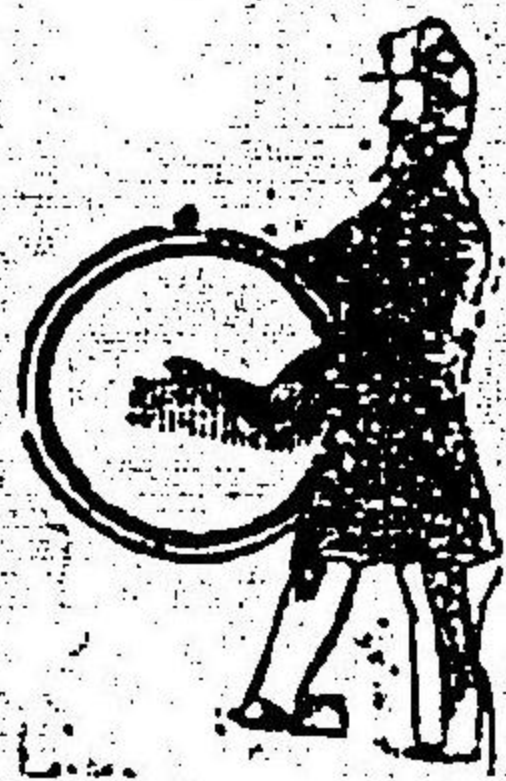
衣○棒鱈鼈もどき○全雞卵○さんこけんちん巻○

牡蠣羹出し○伊勢海老いり出し○車海老煎出し

全丸揚○うばせ衣かけ

○飯たきよう

○卵飯 ○網羅魚飯 ○かびたんめし ○鯛めし ○黒
 人飯 ○鱈飯 ○鱈飯 ○鶏飯 ○千疋飯 ○小鳥飯 ○櫻
 飯 ○鯢飯 ○鳥貝飯 ○鱈飯 ○鯛子飯 ○鱧飯 ○海老
 飯 ○蛤飯 ○ぶもくめし
 此外即席料理。海魚料理。乾魚料理。川魚調理法并に
 精進料理に關する事又は會席料理。夜食。膳。凡のて
 献立等其數甚た多きも之を畧す



料理案内は前記諸料理の外料理に
 關する事を掲載せしものにして菊
 版二百頁の冊子なり代金壹部五十
 錢送金あれば直ちに送本仕候

大阪江戸堀上通壹丁目

春秋堂書房

明治卅五年八月廿七日印刷
全 年八月廿九日發行

發行所

著作
發行所

春秋堂書房

大阪市西區江戶堀上通一丁目
百四番屋敷

全所

代表者 大野又吉

大阪市西區土佐堀裏町五十四番屋敷

印刷人 中西豐藏

大阪市西區船町橋西詰西入

印刷所 中西活版所

旅館用印刷物引受廣告

- ◎ 名勝案内記
- ◎ 寫真印刷
- ◎ 紹介状
- ◎ 領收証
- ◎ 廣告入状袋
- ◎ 廣告入私はかき
- ◎ 年頭見舞はかき
- ◎ 宿泊名簿
- ◎ 廣告

活版諸印刷

大阪船町橋西
詰西ノ辻西入

中西活版所

電話西

番

其他「旅館要書」記載の設備用諸印刷物は特に旅館に最適したる様粹雅瀟洒なる意匠を以てし尙第五博覽會紀念花形をも新調中に付御希望によりては此新花形を用ゆ之眞に流行の魁
△遠方は代金半額を原稿に添へ御注文あらば殘額引換小包にて出荷と(見積問合即答す)

94
65

Small rectangular label or stamp, possibly containing text or a signature, located on the left edge of the dark area.